

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第12号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<b>別表第1 (略)</b>		<b>別表第1 (略)</b>	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
5 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）であって次に掲げるもの (1)～(10) (略)	5 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって次に掲げるもの (1)～(10) (略)
(略)		(略)	
<b>別表第2 (略)</b>		<b>別表第2 (略)</b>	
執行機関	事務	特定個人情報	
1 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報	
(略)		(略)	
6 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	(略)	
執行機関	事務	特定個人情報	
1 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報	
(略)		(略)	
6 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって次に掲げるもの（以下「生活	(略)	

保護事務」とい  
う。)

(1) 生活保護法第  
19条第1項の保  
護の実施に關す  
る事務

(2) 生活保護法第  
24条第1項の保  
護の開始又は同  
条第9項の保護  
の変更の申請に  
係る事実につい  
ての審査に關す  
る事務

(3) 生活保護法第  
25条第1項に規  
定する職権によ  
る保護の開始又  
は同条第2項に  
規定する職権に  
よる保護の変更  
に關する事務

(4) 生活保護法第  
26条の保護の停  
止又は廢止に關  
する事務

(5) 生活保護法第  
63条の保護に要  
する費用の返還  
に關する事務

(6) 生活保護法第  
77条第1項又は  
第78条第1項か  
ら第3項までに  
規定する徴収金  
の徴収（同法第

					78条の2第1項 又は第2項の徴 収金の徴収を含 む。)に関する事 務	
7 知事	<u>外国人生活保護事 務</u>	(略)		7 知事	生活に困窮する外 国人に対する生活 保護法の規定に準 じて行う保護の決 定及び実施又は徴 収金の徴収に関す る事務であつて次 に掲げるもの（以 下「外国人生活保 護事務」という。） (1) <u>別表第1の5 の項事務の欄 (1)、(3)、(4)及び (9)に掲げる事務</u> (2) <u>生活保護法第 24条第1項の規 定に準じて行う 保護の開始又は 同条第9項の規 定に準じて行う 保護の変更の申 請に係る事実 についての審査に 関する事務</u> (3) <u>生活保護法第 77条第1項又は 第78条第1項か ら第3項までの 規定に準じて行 う徴収金の徴収 (同法第78条の</u>	(略)

